

# とくしま海岸漂着物対策取組方針

平成24年3月

(平成26年4月・9月 改訂)

徳島県海岸漂着物対策推進協議会



# 目 次

第1章	取組方針策定の趣旨	1
第2章	海岸漂着物対策の課題	2
	(1) 回収・処理に係る課題	2
	(2) 発生抑制に係る課題	2
	(3) 環境教育及び普及啓発に係る課題	3
第3章	海岸漂着物対策の基本的方向	4
1.	海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容	5
	(1) 重点区域の設定手順	5
	(2) 各重点区域	5
	(3) 内容	11
	(4) モニタリングの実施	11
2.	海岸漂着物等の円滑な回収及び処理の推進	12
	(1) 海岸管理者等の処理の責任等	12
	(2) 市町の要請	12
	(3) 地域外からの海岸漂着物に対する連携	12
	(4) 海岸漂着物等の円滑な処理	13
3.	海岸漂着物等の効果的な発生抑制の推進	15
	(1) 3Rの推進による循環型社会の形成	15
	(2) 発生の状況及び原因に関する実態把握	15
	(3) 県民・事業者の意識啓発の推進	15
	(4) ごみ等の投棄の防止	16
	(5) ごみ等の水域等への流出又は飛散の防止	16
4.	環境教育及び普及啓発の推進	16
	(1) 環境教育の推進	16
	(2) 普及啓発の推進	16
	(3) 環境教育及び普及啓発における民間団体等の知見等の活用	16
5.	関係者の役割分担及び相互協力	17
	(1) 海岸漂着物対策に関する関係者の役割分担	17
	(2) 海岸漂着物対策に関する関係者の連携・協働	18
6.	災害時等の緊急時における対応	21
	(1) 災害時等の緊急時の対応	21
	(2) 危険物漂着時の対応	21



## 第1章 取組方針策定の趣旨

私たちは、鳴門海峡から太平洋までの変化に富んだ海岸、剣山や吉野川をはじめとする豊かな自然の下に、特色ある文化、伝統及び産業を育んできた。

このように海岸は、県民にとって身近な存在であり、人々の生活と生産活動を支えてきた、かけがえのない共有の財産である。

海岸には良好な景観を有するものが数多く存在するほか、多種多様な生物が相互に関係しながら生息・生育する貴重な場ともなっている。また、海岸は漁業活動の場や港として利用がなされるとともに、生産や交通のための空間としての重要な役割も果たしている。さらに、海水浴場等のようにレジャーやスポーツ等のレクリエーション活動の場としての役割も担っている。

しかしながら、現状では、徳島県の海岸をはじめ国内の海岸の多くに、国内や周辺の国又は地域（以下「周辺国」という。）から漂着物が押し寄せ、海岸の環境の悪化、美しい浜辺の喪失、海岸機能の低下、漁業への影響等の被害が生じている。

海岸漂着物等<sup>\*1</sup>の対策については、多様な主体によって様々な取り組みが行われてきたが、関係者の努力にもかかわらず、なお処理しきれない量と質の海岸漂着物等が県内の海岸に流れ着いている。また、海岸漂着物等の処理に関する体制のあり方が明確ではないこと、他の府県や周辺国に由来するものも存在するが、その大半は国内に由来するもので、山、川、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着したものであり、被害を受ける海岸を有する地方公共団体の対応だけでは必ずしも十分ではないこと等の課題がある。

このような中、平成21年7月、国において、海岸における良好な景観及び環境を保全し、海岸漂着物等の円滑な処理及び発生の抑制を図るために、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（以下、「海岸漂着物処理推進法」という。）が制定された。

これを契機に、徳島県においても、平成21～23年度の間、地域グリーンニューディール基金<sup>\*2</sup>を活用し、主要な海岸における海岸漂着物等の現況調査、追跡調査、特性調査を実施し、その結果等に基づき、回収撤去及び適正処理・処分・資源化に取り組んできたところである。

これらを踏まえ、新たに、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための指針となるべき「とくしま海岸漂着物対策取組方針」（以下「本方針」という。）を策定し、関係者の適切な役割分担と幅広い連携・協力等により、今後の県内海岸の良好な景観や環境の保全を図ることとする。

\*1 海岸漂着物等：海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみ、その他の汚物又は不要物をいう。

\*2 地域グリーンニューディール基金：国全体として取り組むべき環境問題を地域が確実に実施し、中長期的に持続可能な地域経済社会の構築するため、国から集中的に財政支援を行う目的で、平成21年度に創設された。

## 第2章 海岸漂着物対策の課題

平成 21～23 年度の 3 年間の調査結果などから、徳島県の海岸漂着物対策を効果的に進める上での課題は、以下のとおりである。

### (1) 回収・処理に係る課題

徳島県のいずれの海岸にもその量や質に相違はあるが、海岸漂着物等が存在し、台風や季節風の影響を受け変化する。

利用が活発な海岸では、地域ボランティアや民間団体等による回収・撤去が行われており、海岸漂着物等は少ないが、利用頻度が少ない海岸では、海岸漂着物等が、長年にわたって放置され堆積している状況にある。

海岸漂着物等の状況や、海岸清掃・回収撤去に関する調査や情報の管理が十分に行われておらず、地域の海岸ごとに漂着物等の対策が講じられている。

それぞれの海岸における海岸漂着物等の状況や変化を的確にとらえると共に、景観や環境保全、海岸利用における支障の程度などを見極めた上で実施する必要があり、関係者間での情報の共有と連携が重要である。

一方、漂着場所は、海水浴場のように比較的アクセスしやすい場所ばかりではなく、危険を伴う場所も多く、専門的な技術力を有した者でないと回収・撤去が困難な場合も多い。

こうしたことから海岸漂着物対策を推進するためには、海岸管理者等\*、関係市町村、地域ボランティア、民間事業者等における協力体制と役割分担を明確にしていく必要がある。

### (2) 発生抑制に係る課題

徳島県の海岸漂着物等については、流木や葦、枝等の自然系ごみが最も多く、次いでプラスチック製のボトル、容器等の生活系ごみ、ブイ、魚網、トロ箱等の漁業系ごみが多く見られる。特に阿南市より以北の海岸においては生活系ごみが目立っている。また、海岸の多くに生活系ごみの不法投棄が見られ、一部では漁業系ごみの放置が見られる。

河川の河口部周辺では、生活系ごみの漂着が顕著であり、ほとんどが河川を通じて流出し海岸に漂着したものと推測される。流木等の自然系ごみに関しても、台風等の大雨後に多く発生することから、外洋から漂着するものよりも河川上流から流出するものが大半を占めていると推測される。

こうしたことから、沿岸だけでなく河川上流部の市町村における生活系ごみの発

\* 海岸管理者等:海岸法第二条第三項の海岸管理者及び他の法令の規定により施設の管理を行う者であってその権原に基づき、又は他の法令の規定に基づいて国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地を管理する者をいう。

生抑制、適正処理、漁業従事者や水産加工業者等に対する所有物等の適正管理を啓発していく必要がある。

また、河川や森林の管理者等に対して、河川内に繁茂した樹木や山林の流出防止の取り組みを要請する必要がある。

### **(3) 環境教育及び普及啓発に係る課題**

海岸漂着物等の発生源をたどると、流木や葦等の自然系ごみを除けば、人々の日常生活や事業活動に由来するものがほとんどであり、山から川、海へとつながる水の流れを通じて発生する。

また、不法投棄や河川管理・山林管理等の問題も絡んでおり、海岸漂着物対策を推進する上では様々な関係者の協力が必要となる。

しかし、海岸漂着物等発生メカニズムに関しては、学校教育や生涯学習等において見過ごされがちなテーマであり、身近な問題としてとらえにくい状況となっている。

徳島県における海岸の環境や景観の保全、利用の安全性を確保するために、県民、事業者へ向けた海岸漂着物対策を題材とした環境学習、意識啓発に努める必要がある。

また、海岸漂着物等の状況や地域で取り組まれている対策について情報を収集・整理し環境学習等に活用していくことも必要である。

## 第3章 海岸漂着物対策の基本的方向

### I 基本的な考え方

県民にとってかけがえのない共有の財産である徳島県の変化に富んだ海岸を良好に保全し、将来の世代に継承するため、以下の三つの基本的な考え方に基づき、海岸漂着物対策に取り組むものとする。

- **海岸漂着物等の円滑な処理とその発生抑制を施策の両輪とすること**
- **関係者の相互協力が可能な体制づくりや、民間団体等との連携、協力、支援を通じて、多様な主体の適切な役割分担と連携の確保を図ること**
- **漂着物によって、海岸における良好な景観及び環境の保全に支障が生じ、重点的に対策を講ずることが必要とされる地域を重点区域と設定すること**

### II 取組みの方向

徳島県の海岸は、北から南へ讃岐阿波沿岸、紀伊水道西沿岸、海部灘沿岸と総延長が約 389 k mに及び、ほぼ全域で海岸漂着物等が確認される一方、場所により海岸漂着物等の集積状況や除去方法の難易度に違いが見られることなどから、「1 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及び内容」を定め、効果的に取り組むものとする。

また、海岸漂着物等の回収・処分等の実施について、海岸管理者等及びその他の関係機関の処理の責任を明らかにするとともに、回収・撤去の手順を示すなど「2 海岸漂着物等の円滑な回収及び処理の推進」に努める。

さらに、海岸漂着物等の発生の状況・原因の実態把握や、ごみ等の不法投棄の防止などの「3 海岸漂着物等の効果的な発生抑制の推進」及び県民の海岸漂着物等の問題についての理解を深め、自主的かつ積極的な行動を促すために「4 環境教育及び普及啓発の推進」にも努める。

加えて、海岸漂着物対策の実施に当たっては、海岸管理者をはじめ、多くの者が関係するとともに、互いの連携・協働が重要であることから、「5 関係者の役割分担及び相互協力」を図るとともに、「6 災害等の緊急時における対応」にも努める。

以下、上記1～6の各項目ごとに、具体的な取り組みを示すものとする。



# 1. 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容

## (1) 重点区域の設定手順

徳島県では、重点区域は、漂着物等により景観や環境の保全、港湾の利用、レクリエーション等に際して支障を来すことが予測され、重点的に対策を講じる必要がある海岸を示し、継続的な調査や海岸のクリーンアップを行い、将来にわたり地域資源としての価値を保持していくことを目的として定める。

徳島県における重点区域の設定手順を図に示す。

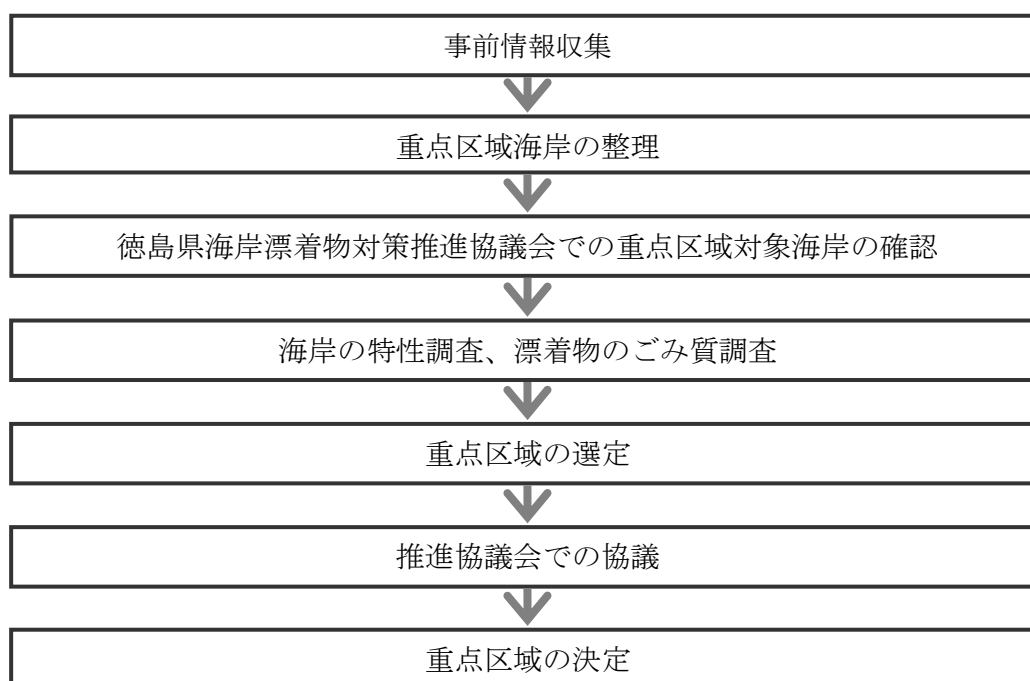


図1 重点区域の設定手順

## (2) 各重点区域

徳島県では、海岸管理者等（各担当部局）及び海岸を有する市町へのアンケート調査、ヒアリング調査、現地踏査結果等を考慮し、重点区域設定基準に照らし合わせ、以下に示す特性をもった海岸の中から総合的に判断し、重点区域を表 1-1、表 1-2、図 2-1 及び図 2-2 に示す 77 海岸とする。

重点区域に隣接する海岸で、漂着の頻度は少ないものの時折、大量の漂着物が見られる海岸については、重点区域と一体的に対策を講ずるものとする。

なお、本方針で定めた重点区域については、これまでの調査等に基づき特に対策が必要と認めた海岸であり、今後の海岸漂着物等の推移、地域の要望等を踏まえ、状況に応じて見直しをする。

## 【選定した海岸の特性】

### ①景観保全

個性豊かで魅力ある景観を有する海岸

### ②環境保全

多様な動植物が生息し、人には安らぎと潤いを与える海岸

海亀の産卵地、天然記念物が存在する海岸

### ③観光資源の保全

風光明媚な場所であり県内外から多くの観光客が訪れる海岸

### ④レクリエーションの場所の保全

人々が集い、海水浴、磯遊び、サーフィン、カヌー、ダイビング、ウォーキング等、レクリエーションに利用されている海岸

### ⑤漁業活動の安全確保

漁業活動、船着場、漁網の手入れ等に利用されている海岸

### ⑥港湾管理

船舶の往来が多く、停泊等に利用されている海岸

### ⑦その他

定期的な海岸清掃が行われているが、ボランティアでは大型の海岸漂着物等の回収が困難な海岸

大量の漂着物を確認しているがアクセスが困難で手付かずのままの海岸  
海岸管理者、沿岸市町、海岸利用者等から漂着物回収の要望が多い海岸

## 【重点区域設定基準】

- ① 重点区域は、大量の海岸漂着物等が海岸に集積することにより海岸における良好な景観及び環境の保全に特に支障が生じており、重点的に対策を講ずることが必要とされる地域について設定する。
- ② 現状において支障はないが、過去に台風等に伴って大量の漂着物がもたらされた海岸も含める。また、海岸漂着物等が発生しやすく、地域ボランティアや民間団体等による海岸清掃が容易に行いにくい海岸についても配慮する。

表1-1 重点区域

No	市町	海岸名	場所	延長(m)
1	徳島市	小松海岸	川内町	758
41		今切港 小松海岸	川内町	1,650
73		徳島小松島港海岸大神子地区	大原町	585
74		徳島小松島港海岸小神子地区	大原町	370
2	鳴門市	折野港海岸	北灘町、折野港から北東へ、鳥ヶ丸(とりがまる)まで	3,712
3		大浦漁港海岸	北灘町、大浦漁港から粟田ハシカ谷	627
4		粟田漁港海岸	北灘町、粟田漁港及び周辺の海岸	526
5		榑木漁港海岸	榑木漁港海岸	822
6		日出漁港海岸	日出湾	2,962
7		瀬戸漁港海岸北泊	瀬戸町北泊～小鳴門新橋	5,440
8		鳴門海岸瀬戸地区小池地先	島田島(瀬戸町大島田小池)	115
9		瀬戸漁港海岸大島田地区	島田島(瀬戸町大島田田尻) 瀬方鼻(せのかたのはな)～思崎(おもいざき)	246
10		室漁港海岸	瀬戸町	1,212
11		撫佐漁港海岸	撫佐漁港海岸	1,277
12		亀浦漁港海岸本港地区	鳴門町(亀浦漁港)	616
13		鳴門海岸福池地先	千鳥ヶ浜	250
14		亀浦漁港海岸八木ノ鼻港	八木ノ鼻	540
15		鳴門海岸鳴門地区鳴門地先	八木ノ鼻～土佐泊	3,620
16		撫養港海岸土佐泊地区	竜宮の磯	1,850
17		撫養港海岸岡崎里浦地区	大手海岸	5,446
42		北灘地区大須地先	北灘町大須	270
43		北灘地区大浦地先	北灘町大浦	175
44		北灘地区粟田地先	北灘町粟田	1,088
45		北灘地区榑木地先	北灘町榑木	635
46		鳴門海岸鳴門地区高島地先	鳴門町高島	1,760
47		鳴門海岸鳴門地区三ツ石地先	鳴門町三ツ石	674
48		亀浦港	鳴門町大毛島～島田島	3,300
49		お茶園展望台下海岸	鳴門町	150
70		折野港海岸大須地区	北灘町(大須)	1,021
71		土佐泊漁港海岸	鳴門町土佐泊浦	1,901
72		粟津港海岸粟津地区	里浦町	1,800
18	小松島市	小松島海岸	和田島町	3,320
		小松島港海岸	横須町	1,533
50		小松島港 和田島海岸	和田島町～金磯町	7,725
19	阿南市	那賀川海岸今津地区	那賀川町今津	3,317
20		那賀川海岸平島地区	那賀川町みどり台(コート・パール沿い)	2,000
21		中島港海岸中島地区	那賀川河口左岸	1,422
22		富岡港海岸	はり町	1,516
23		中林漁港海岸	北の脇	1,750
24		椿泊漁港海岸	椿泊(半島に挟まれた湾内)	6,378
51		富岡海岸見能林地区	北の脇	590
52		橘港海岸袴傍示地区	橘	1,720
53		橘海岸椿地区那波江地先	椿(半島に挟まれた湾内)	426
54		橘海岸椿地区小島地先	椿(半島に挟まれた湾内)	390
55		橘海岸椿地区尻杭地先	椿(半島に挟まれた湾内)	410
56		橘海岸椿地区船瀬地先	椿(半島に挟まれた湾内)	310
57		橘海岸椿地区蒲生田地先	椿(蒲生田岬の北)	810
58		伊島地先海岸	伊島(離島)	498
75		今津漁港海岸	那賀川町今津	170
76		伊島漁港海岸	伊島(離島)	300

表1-2 重点区域

No	市町	海岸名	場所	延長(m)
25	牟岐町	牟岐海岸灘地区浜辺地先	灘	540
26		牟岐海岸馬地地先	牟岐浦	460
27		牟岐漁港海岸牟岐地区	牟岐漁港牟岐川河口から南方面	565
28		牟岐海岸内妻地区	内妻	1,395
29		出羽島漁港海岸	出羽島(離島)	320
30		牟岐海岸出羽島地先	出羽島(離島)	492
77		牟岐漁港海岸古牟岐地区	灘	301
31	美波町	伊座利漁港海岸	小伊座利	270
32		由岐漁港海岸阿部地区	阿部	1,700
33		由岐漁港海岸由岐地区	苔越・白浜・田井ノ浜	2,142
34		由岐海岸山座地先海岸	木岐	150
35		恵比須浜漁港海岸	恵比須浜漁港	2,890
36		日和佐海岸外牟井地区	南阿波サンライン沿い	150
37		日和佐海岸明丸地区	南阿波サンライン沿い	190
59	日和佐港 大浜海岸	日和佐浦・奥河内	3,000	
38	海陽町	浅川港海岸	浅川湾周辺	1,306
39		宍喰漁港海岸	水床湾周辺	334
60		浅川港 大砂海岸	浅川	900
61		浅川港海岸 海老ヶ池地区	浅川湾周辺	570
62		海南海岸 大里地区松原地先	大里	2,470
63		鞆奥漁港海岸	鞆奥漁港	943
64		那佐港 那佐海岸	那佐湾周辺	2,220
65		宍喰海岸(那佐)	宍喰浦那佐	1,975
66		宍喰海岸(宍喰浦)	宍喰浦那佐・松原	1,810
67		宍喰海岸 竹ヶ島地区	宍喰浦竹ヶ島	244
68	宍喰海岸 宍喰浦地区金目地先	宍喰浦金目	360	
40	松茂町	松茂地区海岸	月見ヶ丘海浜公園の南	1,875
69		今切港 長原海岸	長原	800
	合計			110,355

※No.41～No.69:平成26年4月25日追加

※No.70～No.77:平成26年9月10日追加

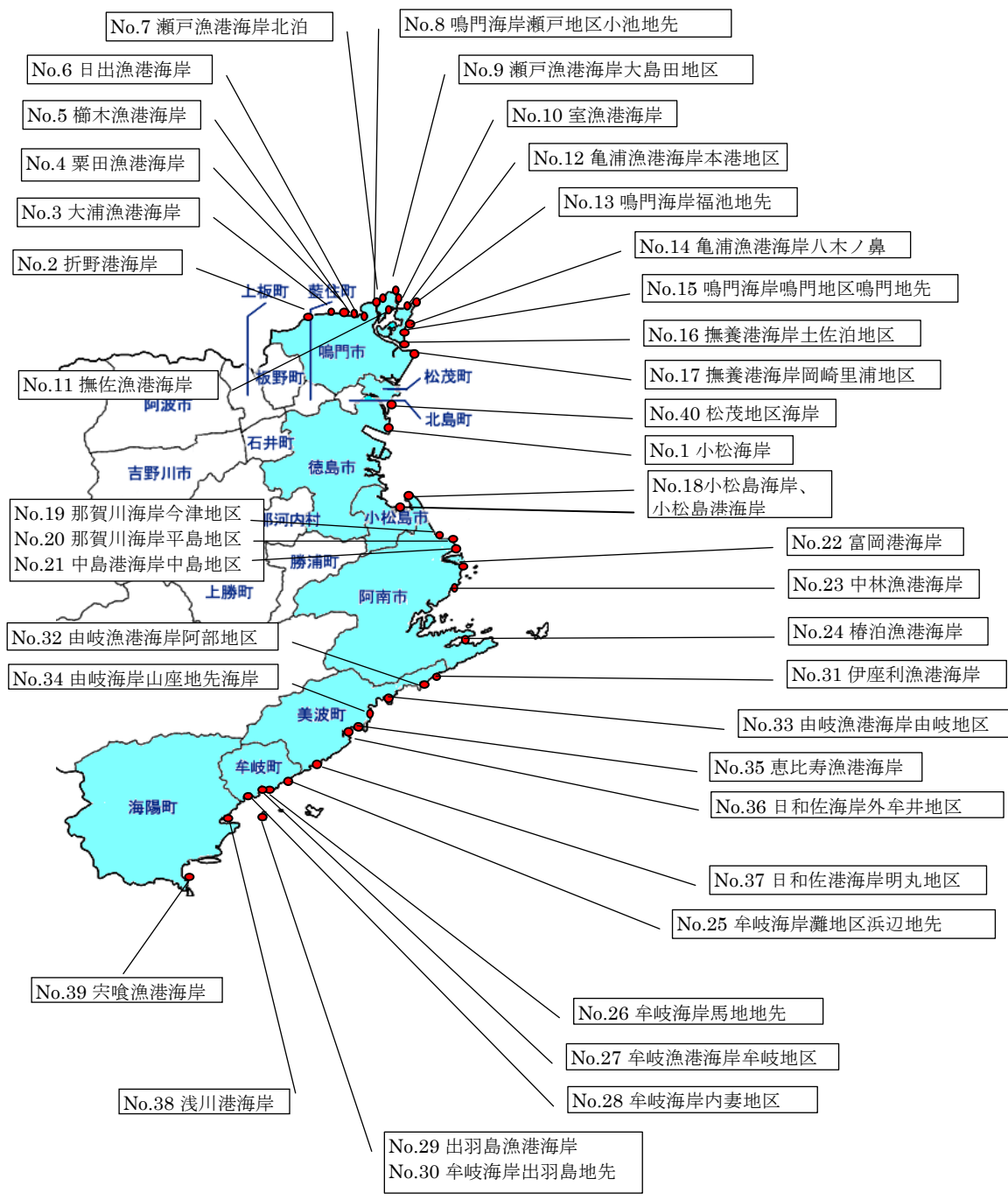


图 2-1 重点区域位置图

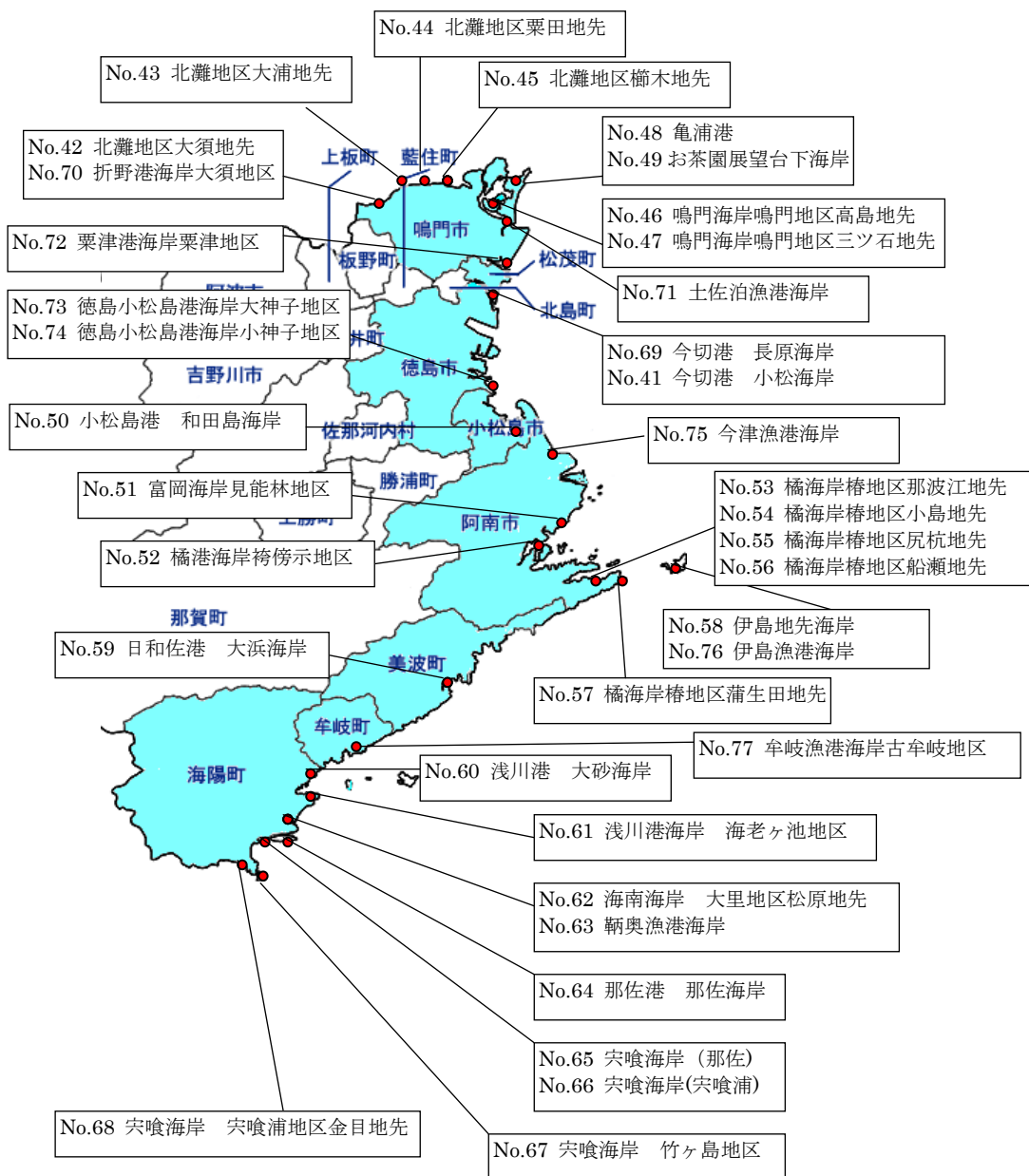


图 2-2 重点区域位置图(追加)

### (3) 内容

各重点区域ごとの海岸漂着物対策の内容については、これまでの調査結果等から得られたそれぞれの特性を勘案する中で、徳島県が中心となって、以下の「2 海岸漂着物等の円滑な回収及び処理の推進」、「3 海岸漂着物等の効果的な発生抑制の推進」において示す各種施策を踏まえつつ、「5 関係者の役割分担及び相互協力」で明らかにする体制の下で、適切に実施されるよう定める。

### (4) モニタリングの実施

徳島県及び関係市町は、必要に応じ、ごみの漂着状況を把握するため、重点区域のうち代表的な場所を選定し、海岸漂着物等のモニタリングを検討する。

モニタリングを実施する場合の分類項目は、生活系ごみ、漁業系ごみ、自然系ごみ等に大別し、プラスチック類、流木等の品目ごとに記録する。更には発生源対策に資するために、代表的なごみの種類毎に生産国や利用地域等の分析を行う。

漂着時期については、台風や季節風の影響が大きいと予測されることから、モニタリングの実施時期は、季節風の時期における漂着量が把握できるよう設定する。

なお、民間団体等が実施する海岸清掃や漂着物調査等の情報を収集し、モニタリング結果を補完する。

モニタリング（案）の内容について、表2に定める。

**表2 モニタリング（案）の内容**

区 分	内 容
実施主体	徳島県及び関係市町
手法	国交省水管理・国土保全局水辺のごみ指標評価法等の簡易法による
項目	海岸漂着物の現況（概観、漂着場所のマッピング等） 海岸漂着物量の季節変化、経年変化 海岸漂着物の特性（種類組成等） 海岸漂着物の発生源の推定 回収・撤去、処理・処分・資源化の実施経緯
実施頻度	年4回（季節毎）
その他	民間団体等の協力を得て、モニタリング対象海岸の現況に関する情報収集

## 2. 海岸漂着物等の円滑な回収及び処理の推進

### (1)海岸管理者等の処理の責任等

#### ①海岸管理者等の処理の責任

海岸管理者等は、海岸漂着物等が海岸に集積することによって清潔保持に支障が生じないように必要な措置を講じる。海岸漂着物等の状況を調査し、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件に応じて対策を実施する。海岸漂着物等の回収や処分等を実施する際には、海岸漂着物対策の経緯や体制等、地域の実情を踏まえ、市町村及び関係者間で適切な役割分担に努める。

#### ②市町村の協力

市町村は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ海岸管理者等に協力する。

また、地域住民等が実施する海岸清掃等によって回収した海岸漂着物等の処理・処分・資源化を行う。

なお、協力のあり方について海岸漂着物対策の経緯や体制、海岸漂着物等の実態等、地域の実情を踏まえ、関係者間で合意形成に努める。

### (2)市町の要請

市町は、海岸漂着物等によって地域住民の生活や漁業等の経済活動に支障が生じていると認めるとき、当該海岸管理者等に対し、海岸漂着物等の状況に応じて必要な措置を講ずるよう要請することができる。

### (3)地域外からの海岸漂着物に対する連携

#### ①他府県への協力要請

徳島県は、当該海岸漂着物等が他府県から流出したものであると認めるときは、当該他府県に対して、海岸漂着物等の処理やその発生抑制等に関して協力を求める。

徳島県は、他府県の協力を必要とする状況が生じていると判断する場合には、海岸管理者等の意見を聴いた上で、他府県に協力を求める。

#### ②他府県への協力

徳島県に対して海岸漂着物対策に関し、他府県から協力要請があった場合は、その趣旨を踏まえて、海岸漂着物等の処理及びその発生抑制等のために必要な措置を講ずる。



#### (4)海岸漂着物等の円滑な処理

##### ①海岸漂着物等の適正処理等

回収した海岸漂着物等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の規定に基づき適正に処理・資源化を行う。

ペットボトル、プラスチック類、缶類、ビン類に関しては、徳島県における処理・再生事業者の実情を勘案しながら可能な限り資源化を推進する。

なお、海岸漂着物等については、海水、砂、異物等が混入していることから、その性状を勘案し経済性、合理性を踏まえ、処理・資源化の対応を検討する。

回収・撤去、処理の実施に当たっては、本方針の考え方を基本とし、国が示す「海岸清掃事業マニュアル」を参考に、計画的・効率的な処理を行う。

また、海岸管理者等ではない土地の占有者（占有者がいない場合には管理者とする。）は、その占有し又は管理する海岸の土地の清潔を保持するよう努める。

海岸漂着物等の適正処理等に際しては、海岸の特性に応じ、柔軟かつ迅速な対応が必要であり、市町村の協力を得て、豊富な経験・技術等を有する民間事業者への協力要請を検討する。（H21-23モデル事業では、(社)徳島県産廃協会に回収撤去事業を委託）

以下、海岸漂着物等の基本的な処理フローを図に示す。

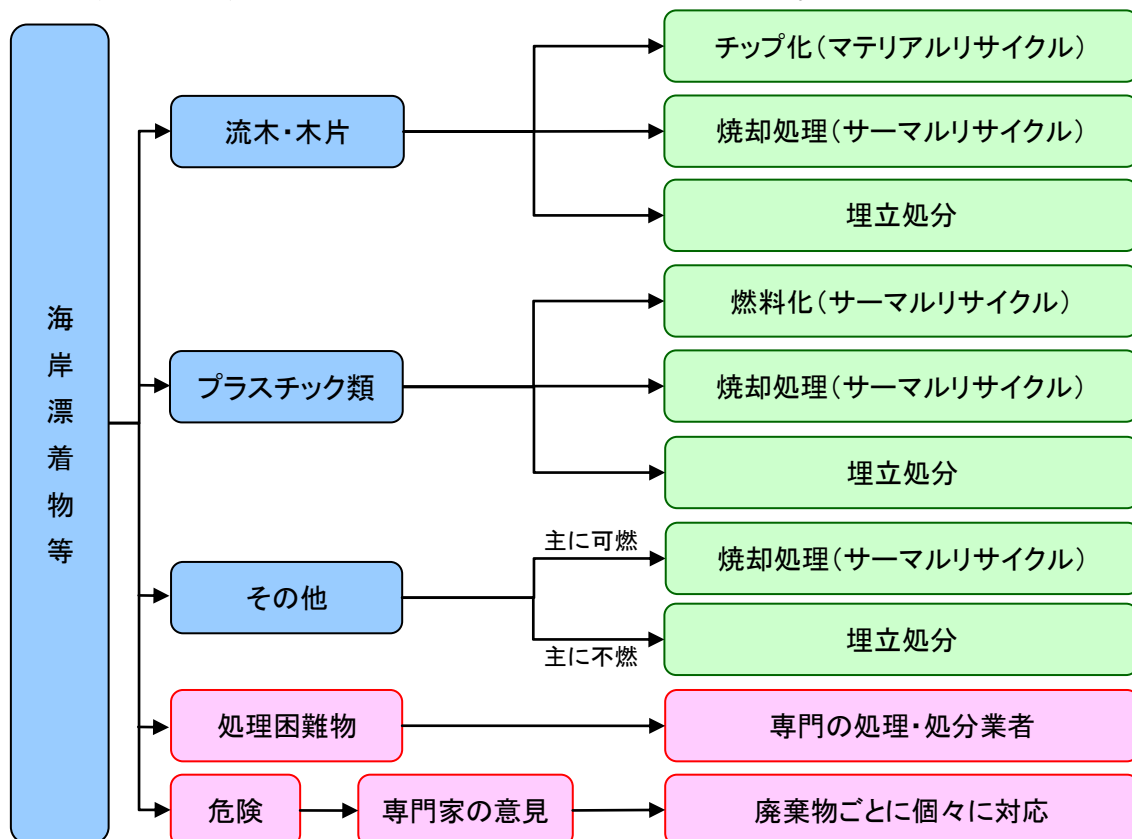


図3 海岸漂着物等の基本処理フロー

## ② 回収・撤去

海岸漂着物等は、季節風や台風の影響を受け発生する時期に、周期性が見られる。それらを放置することにより、海岸漂着物等が蓄積し量が増すこととなる。また、波風の影響で海岸上を移動し別の場所に出現したり、高潮等の影響で、再び海へ戻り漂流物となってしまうことが想定される。

こうしたことから回収・撤去の実施は、季節風や台風後における海岸漂着物等の発生状況を確認し、その量・質や地域における要望、海岸利用における支障の程度等を踏まえ、景観・環境の保全、海岸の利用等に際して著しく支障があると認められ、海岸管理者等が必要と判断した時に実施する。

また、回収・撤去に際しては、事前調査に基づき、必要に応じて、実施計画書を作成する。

### 【回収・撤去事前調査】

徳島県は、海岸漂着物等の処理を実施する際、事前に十分な状況確認を行う。確認すべき事項を以下に示す。

- 漂着の場所、範囲 ○海岸漂着物等の種類、質・量
- 海岸保全施設や河川排水場等への影響の有無
- 景観や環境の保全、海岸の利用、レクリエーションへの支障の程度
- 回収、搬出の難易 ○想定される資機材、人員、経費等

### 【回収・撤去実施計画書の作成】

回収・撤去の実施に際しては、必要に応じて、徳島県は関係市町及びその他関係者と調整し、事前調査に基づき、回収撤去実施計画書を作成し、安全かつ計画的に事業を実施する。実施計画書に示すべき事項の例を以下に示す。

- 漂着物が認められる海岸の位置する市町名、海岸名、場所、回収・撤去の範囲、位置図、搬入・退出路配置図等
- 回収・撤去処理フロー ○回収・撤去対象物
- 関係機関等との調整  
海岸の特性に合わせて、必要に応じて次に示す関係機関等との調整を行う。  
市町、土地所有者・利用者、廃棄物処理・処分事業者、土木建設事業者、漁協・漁業従事者、警察署、N T T、四国電力、民間団体、住民等
- 実施体制、回収・撤去、処理・処分・資源化の委託先、導入資機材
- 実施手順、実施工程 ○安全対策 ○施工管理の手法 ○概算事業費

## ③ 回収・撤去等における留意事項

海岸漂着物等の回収・撤去、処理・処分に際しては、海岸の利用者等に支障が生じないように、実施方法等に関し、関係者で十分調整を行う。

### 3. 海岸漂着物等の効果的な発生抑制の推進

#### (1) 3Rの推進による循環型社会の形成

海岸漂着物等に対しては、発生してからの対策だけでなく、海岸漂着物等となり得るごみ等の発生抑制が求められる。

河川を通じて漂着する廃棄物が多く、海岸を有する市町だけでなく、上流に位置する市町村における対策も重要となる。

そのため、徳島県は、第三期徳島県廃棄物処理計画に基づき、市町村は地域の一般廃棄物処理基本計画に基づき、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進を図り、ごみの発生抑制に努めなければならない。

#### (2) 発生の状況及び原因に関する実態把握

海岸漂着物等の発生抑制に係る効果的な施策を実施するためには、海岸漂着物等の発生の状況や原因について把握することが求められる。

このため、徳島県及び関係市町は、海岸漂着物等の発生の状況や原因を把握するため必要な調査を行うよう努める。

実態把握にあたっては、海岸清掃や保全活動を主体的に行っている民間団体や地域住民などからも広く連携して情報収集に努める。

#### (3) 県民・事業者の意識啓発の推進

海岸漂着物等は、流木等自然系廃棄物が中心であるが、陸域で発生するプラスチック容器等の廃棄物も多く含まれる。また、漁業、水産業等の漁具や発泡スチロール容器等の事業系ごみが適正に処分されないために海岸に漂着しているものも多い。

日常生活に伴って排出される家庭系ごみや、事業系ごみの一部が河川を經由したり、事業活動を行う港湾、漁港から流出することにより、海岸漂着物等となっているおそれがある。

発生源における対策を強化するため、徳島県及び市町村は、県民、事業者、海水浴場やリクレーション活動等による利用者に対し、発生抑制にかかる情報提供、環境教育及び環境保全に関する啓発活動等の実施に努め、意識啓発を図る。

なお、発生抑制策の実施にあたっては、実施方法等に関して関係者間（徳島県、市町村等）で十分調整を行う。

#### **(4) ごみ等の投棄の防止**

海岸漂着物等がある海岸では、ごみが不法投棄されている箇所も見受けられる。不法投棄されたごみも海岸漂着物等となり得るため、海岸漂着物等の発生抑制を図るためには、陸域や海域におけるごみ等の不法投棄の防止を図ることが重要である。

徳島県及び市町村は、廃棄物処理法や海洋汚染防止法等に基づき不法投棄に関する規制措置（監視、調査、啓発、指導等）を適切かつ着実に実施する。

#### **(5) ごみ等の水域等への流出又は飛散の防止**

海岸漂着物等には、陸域から河川その他の公共の水域を経由する等して海域に流出又は飛散するものが含まれる。海岸漂着物等の発生抑制のためには、陸域から水域等へのごみ等の流出又は飛散を防止することが重要である。

徳島県は治山事業を始めとする、山地災害の防止や森林管理の推進とともに、適正な河川管理に努め、県民や事業者は、その所持する物が水域等へ流出又は飛散することのないよう、その所持する物やそれぞれが管理する土地を適正に維持・管理すること等によって、海岸漂着物等の発生抑制に努める。

徳島県及び市町村は、土地の適正な管理等に関し必要な助言を行う。

### **4. 環境教育及び普及啓発の推進**

#### **(1) 環境教育の推進**

徳島県及び市町村は、海岸を守り、そこに広がる自然、景観を大切にすることを育み、県民一人ひとりが海岸漂着物等の問題についての理解を深め、自主的かつ積極的な行動を促すために、環境教育・普及啓発を推進する。

#### **(2) 普及啓発の推進**

徳島県及び市町村は、海岸漂着物等に関する施策について、インターネットやパンフレットなどによる広報を通じて、広く県民などに情報提供を行い、普及啓発に努める。

#### **(3) 環境教育及び普及啓発における民間団体等の知見等の活用**

徳島県及び市町村は、海岸の環境保全や美化、環境教育及び普及啓発等の活動を行っている民間団体などと連携を図り、民間団体が有する知見やネットワークを活用し、より多くの県民などへ環境教育及び普及啓発がなされるよう努める。

## 5. 関係者の役割分担及び相互協力

### (1) 海岸漂着物対策に関する関係者の役割分担

海岸漂着物対策の実施に当たっては、国、県、市町村、海岸管理者等、地域住民等多様な主体が適切な役割分担の下で実施する。

- ① 国
  - ・ 海岸漂着物対策に関する総合的施策の実施、情報提供
  - ・ 海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置
  - ・ 財政上の措置その他総合的な支援の措置を実施するための必要な法制の整備
  - ・ 多様な主体の連携の確保、国民・民間団体等の積極的な参画の促進
  - ・ 国際的な協力の推進、関係国への原因の究明や対策の実施の要請
  - ・ 環境教育、普及啓発の推進
  - ・ 処理・リサイクル技術の調査、研究及び情報提供
- ② 県
  - ・ 本方針の管理・推進
  - ・ 市町村、国等、関係機関、民間団体等との連携の強化、ネットワーク作り
  - ・ 他県との相互協力
  - ・ 海岸漂着物等の円滑な処理と効果的な発生抑制
  - ・ 海岸漂着物等の発生状況や原因の実態把握
  - ・ 海岸漂着物対策に係る情報発信、普及啓発、環境学習、調査研究の実施
  - ・ 3Rの推進
  - ・ 不法投棄対策の実施
  - ・ 土地の適正管理の推進
- ③ 市町村
  - ・ 海岸漂着物の状況把握、情報の共有
  - ・ 海岸漂着物等の処理などに関する協力
  - ・ 住民に対する海岸清掃活動への参加要請、普及啓発、環境学習の実施
  - ・ 3Rの推進
  - ・ 不法投棄対策の実施
  - ・ 土地の適正管理の推進
- ④ 海岸管理者等
  - ・ 海岸漂着物等の処理のために必要な措置
  - ・ 海岸漂着物等の状況把握
- ⑤ 地域住民、民間団体、事業者
  - ・ 海岸清掃活動への参加
  - ・ 廃棄物の適正処理の推進
  - ・ ごみ等の投棄の防止、ごみ等の水域への飛散の防止
  - ・ 3Rの実践

## (2) 海岸漂着物対策に関する関係者の連携・協働

### ① 徳島県海岸漂着物対策推進協議会(徳島県)

徳島県が、海岸における良好な景観及び環境の保全を図るため、その海岸の区域の自然的社会的条件に応じた海岸漂着物等の円滑な処理及び発生抑制に向けた必要な施策について検討するため、海岸漂着物処理推進法第 15 条の規定に基づき、平成 21 年 12 月に設置した協議会である。

国、県(海岸管理者等を含む)、関係市町、NPO 民間団体等で構成される。

平成 22 年 1 月から NPO 等民間団体と連携し、重点区域海岸における海岸線及び離島の漂着物モニタリング調査、海岸漂着物等の回収撤去、河川河口部等の効果的発生抑制事業などを実施した。平成 23 年度には調査結果や回収撤去作業を通じて得た情報や知見等を踏まえ、とくしま海岸漂着物対策取組方針を策定した。

更に、海岸清掃活動等を行う民間団体の参画を図るなど、組織の充実強化を図る。

### ② 民間団体等との連携

地域住民や事業者を主体とした海岸清掃活動には様々な組織、形態、ネットワークがある。また、組織化されていないが、一時的に地域住民やボランティアが結集し海岸清掃を実施するケースがある。

県は、民間団体等の活動内容、成果等に関する情報を収集し整理するとともに、各団体等との連携体制を構築するよう努める。

#### 【徳島県において海岸清掃等を行う民間団体等の例】

- 海をキレイに支隊応援事業、徳島県 OUR コースト・ポート事業登録団体
- 地元住民、漁業従事者、サーファー、海岸利用者等を中心とした集まり
- 児童、生徒
- 河川・海岸等の保護・保全活動を行う団体、その他自然保護・環境活動団体(NPO 法人環境コミュニティみらい、NPO 法人カワネチャーネットワーク、徳島小松島港清港会ほか)
- 企業の CSR
- 海岸清掃のイベント等における一時的な集まり

#### 【主要な民間団体の活動内容】

- NPO 法人環境コミュニティみらい

この法人は、徳島県における河川等の環境の保全活動を通じた地域環境の向上と、環境に対する地域住民の意識の啓発などのまちづくり活動を行い、豊かな自然環境の中で地域住民が生き生きとして暮らせる地域づくりに貢献することを目的とする。海岸に漂着物をもたらす河川の不法投棄防止の啓発及びクリーンアップ等の事業により海岸漂着対策に貢献している。

#### ○NPO 法人カライフネイチャーネットワーク

この法人は、徳島県南部に位置する室戸阿南海岸国定公園及び海部郡の自然環境に対して、環境保全に関する事業を行うとともに、そうした事業を生かした地域経済の振興・促進を図り、自然と共生するまちづくりの推進を行うことを通じて、社会全体に寄与することを目的とする。自然観察会の開催等による啓発活動、海岸漂着物等の実態調査等により海岸漂着対策に貢献している。

#### ○徳島小松島港清港会

行政機関(県・徳島市・小松島市)と民間企業等(木材、荷役、旅客、海運、建設、農協、漁協、金融機関、経済団体)の負担により、徳島小松島港とその周辺海浜等において、廃棄物の不法投棄防止啓発事業及び清掃船による漂流物の除去等に関する事業を行い海洋汚染の防止と航行船舶の安全性を確保している。

定期的な清掃活動に加え、台風時の緊急清掃活動等、効率的かつ機動的な清掃船の運行により港湾の環境保全及び航行船舶の安全性が確保されている。

### ③ 県による各種「県民との連携・協働活動」の制度の活用

#### ○海をキレイに支隊応援事業

徳島県の漁港海岸は、散歩道や釣りなどの場として県民の憩いの場となっているが、近年、流木、ロープ、ペットボトル等のゴミが多数漂着し、海岸の景観や安全性が損なわれている。そこで、徳島県では平成 20 年度から徳島県漁港漁場協会、全日本漁港建設協議会徳島県支部にスポンサーとなっていただき、ボランティア団体等が行う漁港海岸の清掃活動を支援し、美しい海岸づくりを推進しており、清掃ボランティアを募集し、官民協働により美しい海岸を保全する。

海岸管理者等は、簡易な清掃道具を提供、清掃活動中の傷害保険への加入、サインボードの設置(関係団体名、ロゴマーク入り)等の支援を行う。

#### ○徳島県 OUR コースト アドプト 事業、徳島県 OUR ポート アドプト 事業

徳島県が管理する海岸、港湾等に対するアドプト・プログラムに参加するボランティア団体を支援することで、県民と協働して海岸、港湾等の清掃美化に取り組み、もって美しい海岸を保全し、それを誇りに思う郷土愛や海岸、港湾等への愛着心を醸成するとともに、コミュニティのつながりを深めている。

海岸管理者等は、共通ロゴマークの入った看板の設置、参加者に対する傷害保険の加入、ごみ袋及び簡易な清掃道具の提供等の支援を行う。

### ④ 県民・民間団体への情報提供

ホームページ上にて、海岸漂着物等の発生抑制や処理等に対する知識の普及や県民・民間団体の連携・協力が進められるように情報提供を行うほか、海岸清掃活動等に関する参加呼びかけや啓発活動を推進する。

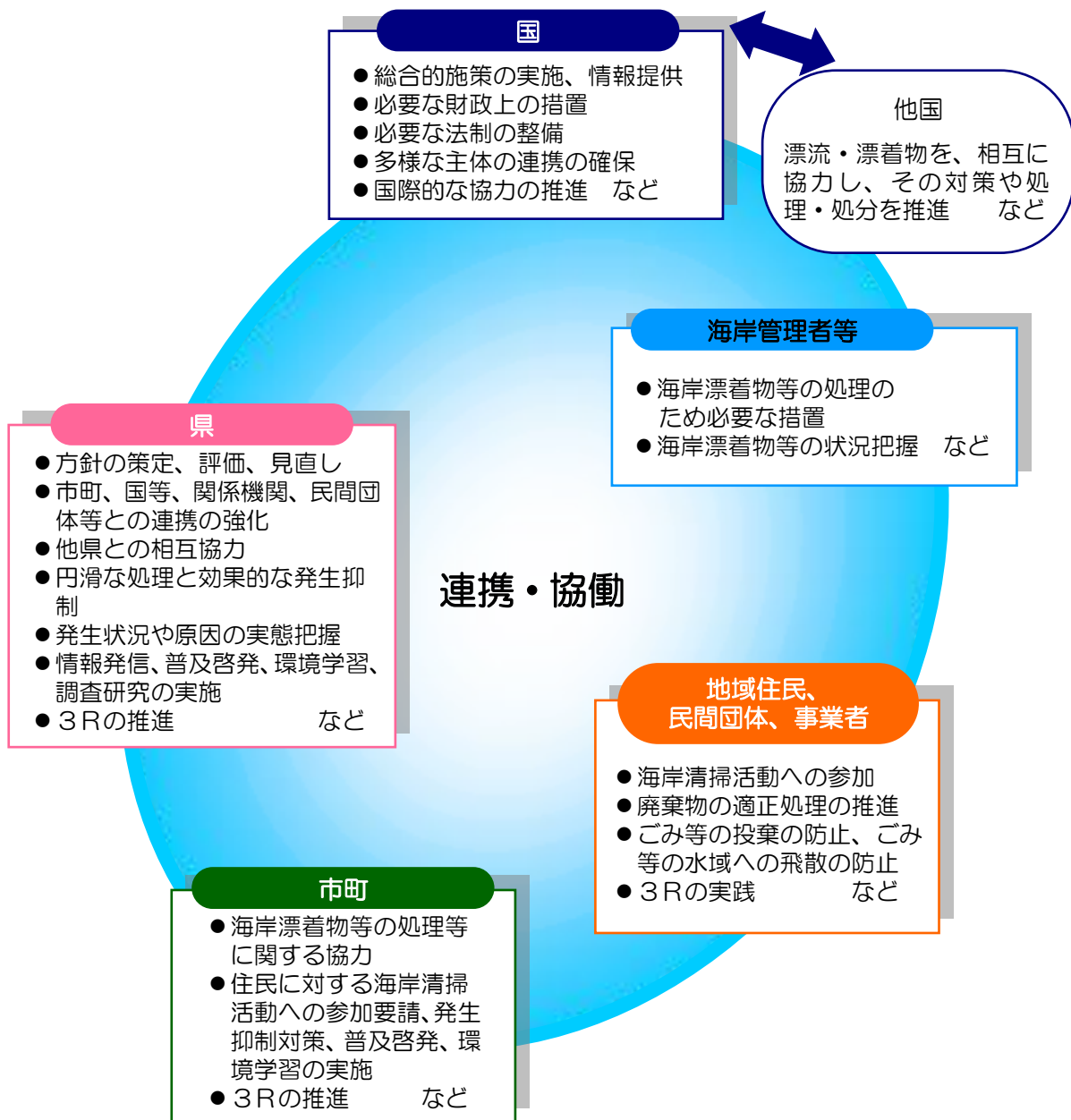


図4 関係者の連携・協働のイメージ



## 6. 災害時等の緊急時における対応

### (1) 災害時等の緊急時の対応

台風等による大量の海岸漂着物等の発生や危険物が漂着した場合は、本方針に基づき他、徳島県地域防災計画に準じて対応する。

なお、災害等により大量に発生した海岸漂着物等の処理に当たっては、国の補助制度による支援がある災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業や災害等廃棄物処理事業に照らし合わせて、条件に適合した手法で事業を実施する。

### (2) 危険物漂着時の対応

危険物が流出し漂着した場合、排出者の特定が可能な場合には、排出者の責任において処理するものとする。

また、危険物が漂着する恐れがある時は、海岸管理者等及び関係市町は、必要に応じて、関係機関と連携し応急対策に当たる。この場合の関係機関を以下に示す。

- 排出の原因者
- 海岸管理者等
- 市町村（消防機関を含む）
- 警察機関
- 四国地方整備局
- 徳島海上保安部

排出者の特定が困難な場合には、本方針及び国が示す「海岸漂着物危険物対応ガイドライン」に準拠し、専門家等の意見を踏まえながら適正な処理を行う。